

京都市告示第 4 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 4 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                    市 道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
大枝経133号線	西京区大枝北沓掛町七丁目15番地の1地先から 同町5番地の1地先まで	メートル 538.50	メートル 6.00 ~ 16.66
大枝経134号線	西京区大枝北沓掛町七丁目8番地の1地先から 同町6番地の1地先まで	160.60	6.00 ~ 12.04
大枝経135号線	西京区大枝北沓掛町七丁目11番地の4地先から 同町11番地の1地先まで	252.10	6.00 ~ 11.20
大枝緯142号線	西京区大枝北沓掛町七丁目11番地の7地先から 同町10番地の10地先まで	55.40	6.01 ~ 12.00
大枝緯143号線	西京区大枝北沓掛町七丁目12番地の8地先から 同町9番地の6地先まで	155.90	6.00 ~ 12.00

(建設局土木管理部道路明示課)